

(別紙様式 2 - 1 (実施要項第 4 条関係))

＜案件名＞南相馬市防犯カメラ設置条例等を制定する件	
区 分	内 容
① 政策等の趣旨	防犯カメラを適正に設置、利用するため、防犯カメラ設置者の遵守すべき事項を条例として定める。
② 〃 目的	防犯カメラの有用性に配慮しつつ市民等の権利（肖像権、プライバシー権）を保護することを目的とする。
③ 〃 立案の経緯	公共の場に防犯カメラを設置した場合、その画像の取扱いによっては撮影された市民のプライバシーが侵害される恐れがあることから、本条例を制定する。
④ 立案する際に整理した考え方及び論点	防犯カメラ設置者等の義務については、個人情報保護を重視し定めた。
⑤ 理解するための資料	
ア 根拠法令	
イ 上位計画等の概要	南相馬市復興総合計画 基本指針 4 環境にやさしく快適に暮らせるまちづくり (6) 防犯・交通安全の推進 ① 地域の連携による防犯体制の確保
ウ 施策等の実施により予想される影響の程度及び範囲	市内全域
エ その他、必要な資料	<ul style="list-style-type: none"> ・南相馬市防犯カメラ設置条例について ・南相馬市防犯カメラ設置条例素案 ・南相馬市防犯カメラ設置条例施行規則素案 ・南相馬市防犯カメラ設置基準素案
⑥立案の際に意見を聴取した審議会等及び主な構成員	
⑦ 意見提出の注意事項	
⑧取扱い等結果の公表予定時期	平成 27 年 9 月下旬

